

横浜市立新鶴見小学校 PTA 規約

制定 平成7年4月3日

第1章 名称

第1条 横浜市立新鶴見小学校PTAと称す。
事務所を横浜市立新鶴見小学校内におく。

第2章 目的

第2条 本会は家庭と学校ならびに地域社会の相互協力によって、児童教育の伸展と福祉の増進をはかることを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会の会員は次の通りとし、会員はすべて平等の権利と義務をもつ。
1. 本校に在籍する児童の保護者。(またはこれに代わる者)
2. 本校に勤務する教職員。

第4章 会計

第4条 本会の経費は会費および自発的な寄付金等を以て充てる。
会費の改定および資金獲得の種類を決定する場合は、総会において承認を得なければならない。
第5条 会費は一世帯年額 4,200 円とする。(年 12 カ月、月額 350 円)
第6条 本会の資産は第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。
第7条 本会の会計年度は4月1日にはじまり翌年3月 31 日におわる。

第5章 役員

第8条 本会の役員の構成は次の通りとする。
1. 会長 1名
2. 副会長 2～4 名
3. 会計 2～3 名(教職員を1名含む)
4. 書記 3～4 名(教職員を1名含む)
但し、役員の兼任は認めない。なお、必要あるときは、総会の承認を得て増員することができる。
第9条 役員の任期は1年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任はさまたげない。
第10条 役員の資格は次の通り。
1. 在学中の児童の保護者(同居または学区内居住の祖父母を含む)および教職員。
第11条 役員は指名委員が選出し、総会において承認を受ける。
第12条 任期満了後の役員は、後任者が選出されるまでその職務を行うものとする。
第13条 役員経験者は役職離任後3年間、顧問として役員会の相談にのることができるものとする。

第6章 会計監査

第14条 会計監査(2名)は児童の保護者の中より会長が推薦し、総会において承認を受ける。

第15条 会計監査は本会の会計および決算書類を監査する。

第7章 委員会

第16条 本会には、常設委員会として校内委員会・広報委員会・校外委員会・指名委員会を置く。

1. 校内委員会は学年PTAとして、家庭と学級との関係を緊密にし、会員および児童の福祉厚生または会員の社会教育・文化の向上に寄与し、あわせて会員相互の親睦を図る。
2. 広報委員会は本会の活動状況を広く会員に周知徹底するため、会員並びに関係団体に対して情報の伝達・資料の収集・意見の交換に努める。
3. 校外委員会は児童の校外生活の安全に寄与し、児童の家庭生活・社会生活の善導に努める。
4. 指名委員会は役員候補の選出を円滑に行い、よりよい組織作りに努める。

第17条 常設委員会の委員の選出については、次の通りとする。

1. その年度の新1年生が第1子の保護者は、当該年度は免除とする。
2. 校内委員を次年度の2学年から6学年の中から 50 名程度選出する。
3. 広報委員を次年度の2学年から6学年の中から 20 名程度選出する。
4. 校外委員を各地区の登校班ブロックより1名選出する。各登校班には、地区委員を置く。
5. 指名委員を次年度の2学年から6学年の中から 6 名程度選出する。

第18条 廃案

第8章 役員および委員の任務

第19条 役員および委員の任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。また、総会および実行委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理を務める。
3. 会計は本会のすべての金銭の出納を処理し、総会に決算報告をする。
4. 書記は総会および実行委員会の運営を助け、その議事を正確に記録保管する。
5. 各委員会の委員長・副委員長は所属委員会を運営する。
6. 各委員は所属委員会の運営に協力する。

第9章 会議

第20条 会議は1. 総会 2. 実行委員会 3. 各委員会に分ける。

第21条 総会は最高の議決機関で次の種類がある。

1. 定期総会(5月)
 - イ 前年度決算報告の承認
 - ロ 会計監査の承認
 - ハ 年度計画および年度予算の審議承認
 - ニ その他重要事項の審議承認

※5月総会は、原則会議によって実施し、必要に応じて会議によらず実施することができる。

2. 定期総会(3月)
 - イ 役員承認(書面にて議決)

ロ その他重要事項の審議承認

※ 3月総会は、ロの必要が生じた場合のみ、開催する。

3. 臨時総会・・・実行委員会が必要と認めた場合、
または会員の5分の1以上の要求があった場合に開かれる。

第22条 総会の定足数は会員の5分の1とする。

但し、委任は認めるが決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第23条 実行委員会の任務は次の通りである。

1. 各委員会において立案された事業計画を審議検討する。
2. 年度予算を立案すると共に健全な財政の運営に協力する。
3. 総会に提出する事案および報告書を作成する。
4. 必要のある場合には特別委員会を設ける。
5. 総会で決議された事項を執行する。
6. その他各委員会に属しない事項、また緊急やむを得ない事項については、
総会にかわって決議する。

第24条 実行委員会は役員・各委員会委員長・副委員長・校長・副校長・教務主任で構成する。

第10章 細則および改正手続き

第25条 本会の慶弔規定および指名委員会については細則により別に定める。

第26条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成投票により改正することができる。

第11章 附 則

この規約は平成7年4月3日より実施する。

改訂1 本規約は平成11年3月16日より施行する。

改訂2 本規約は平成13年9月 8日より施行する。

改訂3 本規約は平成16年3月15日より施行する。

改訂4 本規約は平成17年3月 5日より施行する。

改訂5 本規約は平成19年2月 7日より施行する。

改訂6 本規約は平成22年2月22日より施行する。

改訂7 本規約は平成26年5月 8日より施行する。

改訂8 本規約は平成30年3月16日より施行する。

改訂9 本規約は令和元年12月1日より施行する。

改訂10 本規約は令和3年4月1日より施行する。

改訂11 本規約は令和4年3月1日より施行する。

改定12 本規約は令和5年10月1日より施行する。

横浜市立新鶴見小学校 PTA 慶弔細則

第1条 教職員退任の際は、離任式に花束を贈りその労をねぎらう。

◎教職員 3,000円

第2条 PTA 役員、委員に対しては、年度毎に記念品を贈りその労をねぎらう。

第3条 教職員在職中の慶事に対しては、次の基準によって記念品を贈り、祝意を表す。

◎結 婚 5,000円

◎出 産 3,000円

第4条 会員並びに児童の療養が1ヶ月以上におよぶときは、次の基準によって見舞う。

◎会員・児童 3,000円

(1)教職員並びに児童の登校時および保護者の交通整理誘導中の事故に対しては役員会（会長、副会長、会計、書記）において、見舞金等を決定する。

第5条 会員並びに児童の弔事に対しては、次の基準によって弔意を表す。

◎会 員 10,000円

◎児 童 10,000円 および生花

◎教職員の父母、子 5,000円

◎教職員および配偶者 10,000円 および生花

第6条 その他必要に応じて役員会（会長、副会長、会計、書記）の議を経て慶弔の意を表す。

平成22年2月22日改訂

横浜市立新鶴見小学校 PTA 指名委員会運営細則

第1条 本委員会の構成は次の通りとする。

- ◎委員長 1名
- ◎副委員長 1名
- ◎委員 4名～9名

第2条 本委員会での検討内容は、その都度 PTA 会長に報告をする。

第3条 本委員会は、次年度の役員候補者を指名するという性格上、検討された内容は一切外部に漏らさない事とする。

第4条 本委員会の中からは、役員候補者は指名しない。

第5条 本委員会の委員が役員候補者として推薦された場合、その委員は指名委員を辞退する。また、その場合はあらたに指名委員を選出する事とする。

第6条 本委員会で指名した役員候補者は、定期総会で承認を受ける事とする。

平成26年5月8日改訂
令和4年3月1日改訂
令和5年10月1日改訂